

① 先願

特許は、先に出願した者勝ちですが、先願の規定で拒絶されるケースは少ないです。

(1) 自己の出願よりも先に同じ発明について先願があった場合

状況	結果	備考
出願時に先願が既に公開されている場合	新規性なしで拒絶	自己の発明でも他人の発明でも公開されれば新規性を失います
出願時に他人の先願が未だ公開されていない場合	先願が公開された時点で新規性がないとして 拡大先願(準公知) の規定で拒絶	特許請求の範囲だけでなく明細書に記載されていればこの規定で拒絶されますが、出願人同一または発明者同一であればこの規定で拒絶されません
出願時に自己の先願が未だ公開されていない場合	特許請求の範囲が重複していれば 先願 の規定で拒絶	明細書に記載されていても特許請求の範囲に記載されていない場合は先願の規定では拒絶されません

※ 先願の規定に該当しても、新規性や拡大先願の規定にも該当する場合は、新規性や拡大先願を優先して適用することになっています。先願の規定は、ダブルパテント(二重特許)の禁止を目的としています。他人の後願を排除するというよりは、自己の後願を排除するケースが多いかもしれません。



(2) 自己の出願と同日に特許請求の範囲が重複する出願があった場合

状況	結果	備考
他人の出願と重複した場合	協議して 一方が特許を受け、他方は拒絶 、協議できない場合は両方拒絶	商標だと協議できない場合はクジで決めます
自己の出願と重複した場合	一方の特許請求の範囲を重複しないように 補正 すれば解消	分割出願は元の出願日に遡及するので補正しないと特許請求の範囲が重複します

② それってパクリじゃないですか？

4月12日(水)午後10時から日本テレビで放送する連続ドラマで**弁理士**が活躍するようです。下町ロケットなど特許を扱うドラマは弁護士が活躍することが多かったですが、**弁理士**も脚光を浴びることになるのでしょうか？

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

029-228-5622

info@nippo-patent.jp